

島根県立大学浜田キャンパスキャリアサポーター設置要綱

平成28年9月26日
島根県立大学規程第130号

(目的)

第1条 キャリア委員会が本学浜田キャンパスの学部学生に対するキャリア支援プログラムを行うことを目的としてキャリアサポーターを置くことができるものとする。

(職務)

第2条 キャリアサポーターはキャリア委員会が行うキャリア支援プログラムのうち、次に掲げる業務の補助を職務とする。

- (1) 模擬面接での面接官又はアドバイザー
- (2) 学生との個別相談
- (3) キャリア体験科目への登壇
- (4) その他、キャリア委員会にて必要と判断された業務

2 キャリアサポーターは前項に掲げる職務の遂行にあたっては、業務運営を行う教職員の指示に従うものとする。

(選考)

第3条 キャリアサポーターの選考は、キャリア委員会にて行う。

(任期)

第4条 キャリアサポーターの任期は、卒業日までとする。

(守秘義務)

第5条 キャリアサポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。